

## 地域包括ケアと 高齢者の住まい

## その理念と役割

高橋紳士教授  
国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授、高齢者住宅財団理事長。1944年生まれ、法政大教授、立教大学教授などを経て、現職。有料老人ホーム協会理事会長、高齢者住宅推進機構理事、厚労省政策評議会に関する有識者会議座長、東京都社会福祉審議会副会長などを務め、厚労省地域包括ケア研究会など他、国交省、経済省等で各種委員会委員会員歴任。著作として、「地域包括ケアシステム」「地域包括支援センター実務必携」(編著、以上オーム社)「地域包括ケアシステム」(分担執筆、慶應大学出版社)、「高齢者の権利擁護システム」(共編、勁草書房)「介護保険のマネジメントシステム」(共著、医学書院)など多数。専攻は地域ケア論、介護保険論、福祉政策。



高橋紳士教授

最近、毎日新聞の特ダネをきっかけに、マンションや一般住居の狭小な空間に居住者を詰め込む、いわゆる「脱法シェアハウス」と呼ばれる賃貸業者が現れて、社会問題化している。新聞報道によれば、都内でこの種の脱法ハウスが1100室あると言われている。(毎日新聞7月12日付け記事による)

建築基準法で規定して

いる居室の条件を満たさないで販売する住まいを、いつの間にか増殖していくのである。

11・2%となっている。借り手がつかない借家の増大に着目した新しい貧困ビジネスとも言え、今後、このような事業の増殖をどのように防ぐか、庶民あげての対応が急がれる。

◆◆◆

空き家の急増は、人口減少社会化の不可避的な現象であることは言うまでもない。

このような空き家をどう

## 担保の手法導入を

高齢者等の居住支援策として、筆者を委員長として高齢者住宅財団において、検討をはじめたばかりである。

また、地域密着型サービスとしての小規模多機能型住宅介護やグループホームなどの空き住居を活用したものが少なくない。

さらに、本コラムで言及してきたホームホスピスは制度外のものである。

しかし、建築法規や消  
防法規の面から見ると、  
両者は同一視されて厳し  
い規制の対象となつてしまふ。

要求することになり、経営上の問題を惹起するだけではなく、本来これらが持っていた地域に根ざし、また家庭的な環境でケアにより、利用者の意欲を向上させるという地域密着型サービスのメリットを損なう可能性もある。

場合の建築確認の際に、  
きわめて厳しいバリアフ  
リーの要件が適用される  
ために、生活空間を犠牲  
にした誘導路の設置や、  
大きなエレベータの設置  
が強制されるために、事  
実上小規模施設の設置に  
は困難がある。そのため  
今後拡大すべき小規模多  
機能型住宅介護をはじめ  
とする地域密着型サービ  
スの普及に水を差す結果  
となっている。建築法規

規制よりも質担保の手法導入を

高齢者等の居住支援策として、筆者を委員長として高齢者住宅財団において、検討をはじめたばかりである。

また、地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護やグループホームなどの空き住居を活用したものが少なくなっている。

さらに、本コラムで言及してきたホームボスビスは制度外のものであるが、住居の持つ日常性と生活感に着目し、自宅での療養が困難な虚弱高齢者が共同生活することによって、QOL（生活の質）とQOD（死の質）の向上を追求する試みである。

このような住まいの特性を活かしたケアの場としての空き家活用と、脱法ハウスにみられる空き家活用には、天と地ほど

しかし、建築法規や消防法規の面から見ると、両者は同一視されて厳しい規制の対象となってしまつ。

要する事になり、経営上の問題を惹起するだけではなく、本来これらが持っていた地域に根ざしてしまった家庭的な環境ケアにより、利用者の意欲を向上させるという地域密着型サービスのメリットを損なう可能性もある。

場合の建築確認の際に、  
きわめて厳しいバリアフ  
リーの要件が適用される  
ために、生活空間を犠牲  
にした誘導路の設置や、  
大きなエレベータの設置  
が強制されるために、事  
実上小規模施設の設置に  
は困難がある。そのため  
今後拡大すべき小規模多  
機能型住宅介護をはじめ  
とする地域密着型サービ  
スの普及に水を差す結果  
となっている。建築法規  
上この種の施設は従来型  
の老人ホームとみなされ  
ているのも問題だ。

今後、空き住居を活用  
したサービス拠点の整備  
を促進するため、中間類  
型の設定や、ハードを重  
視する規制に頼る方法だ  
けでなく事業者の質のコ  
ントロールを前提とした  
手法の導入など、早急に  
検討を開始する必要があ  
る。